

【議案第19号】

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料1 乗車料金の改定について

参考資料2 新旧運賃対照表

参考資料3 川崎市乗合自動車乗車料条例 新旧対照表

交 通 局

乗車料金の改定について

これまで、経営状況に応じて数次にわたる経営計画を策定し、路線の見直し・ダイヤ改正、広告事業の推進などの増収策を推進するとともに、営業所の管理委託、路線の移譲、諸手当の見直し、車両使用年数の延長などによる経営の効率化を進め、市民やお客様の大切な交通手段を確保してきました。
 しかしながら、バス車両の更新等にかかる資金需要の増加や軽油価格の高騰など、多くの資金が必要となるため、非常に厳しい経営状況が見込まれます。
 こうした状況においても将来にわたり市バス輸送サービスを維持・充実し、市民やお客様の交通手段を確保するため、料金改定をするものです。

1 改定の概要

●主な改定内容			現行	消費税率改定	本改定
券種	ICカード	現金		ICカード	現金
	普通乗車料金	大人 206円 小児 103円	210円 110円	210円 105円	220円 110円
回数乗車券	5,000円(210円券×28枚)		発売終了	発売終了	
	1,000円(110円券×10枚)				
	1,000円(60円券×23枚)				
券種	料金		料金	料金	
	通勤定期乗車券	1箇月 9,200円 3箇月 26,220円 6箇月 49,680円			1箇月 9,900円 3箇月 28,220円 6箇月 53,460円
券種	料金		料金	料金	
	通学定期乗車券(甲)	1箇月 7,300円 3箇月 20,810円 6箇月 39,420円			1箇月 7,300円※ 3箇月 20,810円※ 6箇月 39,420円※

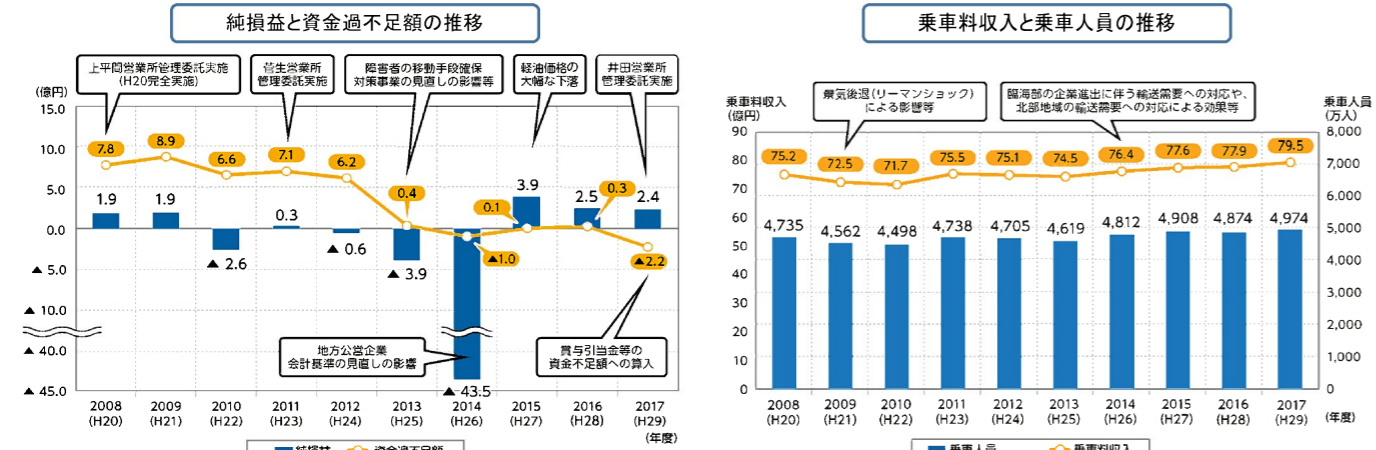
●実施期日
 平成31年10月1日予定(消費税率引上げに伴う改定と併せて実施)
 平成7年3月1日改定以来、24年7ヶ月ぶりの本改定

【参考】過去の改定内容と他都市の現況

都市名	川崎市	横浜市	東京都	仙台市	名古屋市	京都市	神戸市
料金制度	均一制 210円	均一制 220円	23区内210円 多摩地区 対キロ 最低180円	対キロ制 最低150円	均一制 210円	均一制 230円	均一制 210円 対キロ制 最低160円

2 これまでの主な取組

- 営業所の管理委託の導入(H20 上平間営業所、H23 菅生営業所、H29 井田営業所(菅生営業所直営化))
- 諸手当の廃止(H13 深夜バス乗務手当、H18 年末年始特別勤務手当などの廃止)
- 給与水準の見直し(H19 技能職員の給料の段階的引下げ)
- 路線の新設等(H30.10.1 鷺沼駅～聖マリアンナ医科大学前間の路線を新設、深夜バスの拡充)
- バス車両の使用期間の延命化(12年 ⇒ 15年 ⇒ 18年)



3 今後の市バス事業運営に必要な経費と収支見込

●バス車両更新数の増加 約4.4億円(H31～H40までの影響額) 単年度：約0.8億円～約6.9億円

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	合計
3両	1両	6両	5両	20両	25両	26両	23両	18両	18両	37両	33両	33両	33両	33両	33両	279両

●営業所の建替え整備 約4億円(H40までの影響額)

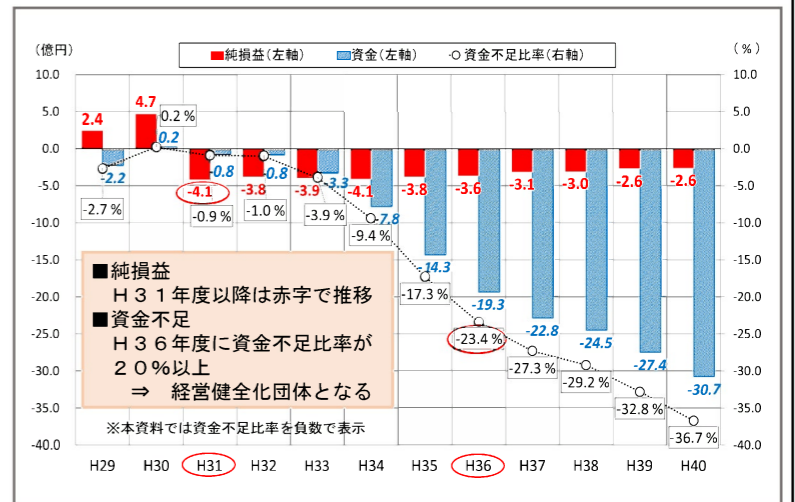
営業所名	塩浜	上平間	井田	菅生	鷺ヶ峰
築年数	44年	建替中	34年	39年	46年

●軽油価格の高騰 単価1円上昇で約500万円の影響

年度	H28	H29	H30	H31(予算)
単価	71.75円/リットル	83.91円/リットル	97.23円/リットル	121.00円/リットル

●定年退職者数の増加 約4.4億円 単年度：約3.5億円～約5.7億円

年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	合計
人数	4	7	13	23	21	20	21	18	20	31	28	30	26	22	21	237

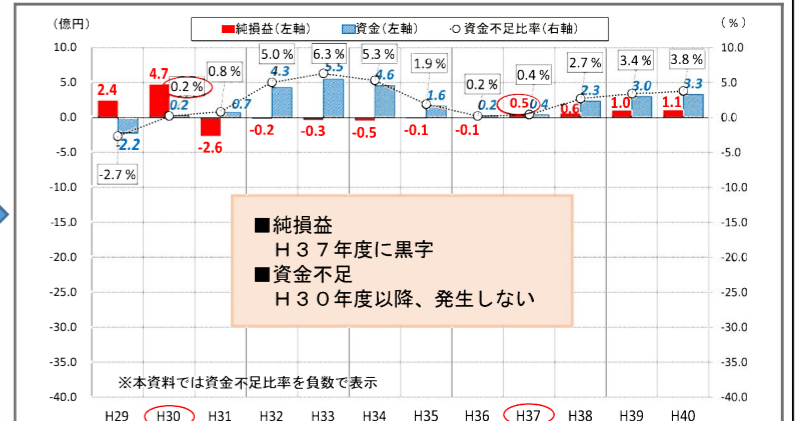


4 今後の主な取組(経営戦略プログラム前期3年間)

- バス車両の更新
バリアフリーや環境、車両の安全対策に配慮した計画的な車両の更新
- 営業所の計画的整備
職場環境の改善、老朽化対策、営業所拠点の再編の検討等
- 運転手・整備員の確保等
運転手(養成枠)の採用選考、専門学校(整備)への学校訪問や職場見学会の開催、人材確保・育成に向けての体制の充実
- 安全な輸送サービス
安全最優先の徹底、添乗観察に基づく改善指導、利用者等への安全啓発、職員の健康管理、車検整備の自家化
- 高齢化への対応
高齢者を対象とした交通安全教室の開催やバス車両の安全対策(着座しやすい優先席)、拡大版バスマップの発行
- お客様満足度の向上
お客様の声に応えた事業運営、停留所施設の整備・維持
- インバウンド等の誘客
市バスガイド(英語版)の作成、クルーズ船の誘致・受入れ等、市のインバウンド施策への対応
- 川崎市の人口動向やまちづくりに合わせた公共交通の整備
輸送需要の変化等に対応した路線見直しやダイヤ改正

5 料金改定後の収支見通し

- 時間外勤務の縮減を含めた総人件費の抑制
効果額 約1億円/年
- 料金改定
効果額 約3億円/年
- 実施期日
平成31年10月1日(予定)
(消費税率引上げに伴う改定と併せて実施)



新旧運賃対照表

(川崎市乗合自動車乗車料条例による)

【定期外】

券種			現行運賃額			改定運賃額(消費税転嫁)			改定運賃額		
			現金	IC	備考	現金	IC	備考	現金	IC	備考
			円	円		円	円		円	円	
普通旅客運賃	普通	大人	210	206	税抜運賃額：191円	210	210	税抜運賃額：191円	220	220	税抜運賃額：200円
		小児	110	103	大人運賃の半額	110	105	大人運賃の半額	110	110	大人運賃の半額
	特殊	大人	110	103		110	105		110	110	
		小児	60	52	大人運賃の半額	60	53	大人運賃の半額	60	55	大人運賃の半額
回数券運賃	5,000円		5,000	210円券 28枚							
	1,000円(小児)		1,000	110円券 10枚							
	1,000円(小児特殊)		1,000	60円券 23枚		廃止		廃止			
	1,850円(通信：大人)		1,850	210円券 11枚(2割引)							
	2,020円(通信：特殊)		2,020	110円券 23枚(2割引)							
一日乗車券	一日	大人	510		510			550			
		小児	260	大人運賃の半額	260	大人運賃の半額		280	大人運賃の半額		
	特殊一日	大人	200	磁気カード(窓口販売)		廃止		廃止			
		小児	100								
家族一日		800	磁気カード(車内現金販売)								

券種			現行運賃額			改定運賃額(消費税転嫁)			改定運賃額				
			現金	IC	備考	現金	IC	備考	現金	IC	備考		
			円	円		円	円		円	円			
川崎病院線	大人	100	100	臨港バスと共同運行		100	100	臨港バスと共同運行		100	100	臨港バスと共同運行	
	小児	100	100			100	100			100	100		
快速ミューザ線	大人	420	412	現金、ICともに定期券の提示により半額		420	420	現金、ICともに定期券の提示により半額		440	440	現金、ICともに定期券の提示により半額	
	小児	210	206			210	210			220	220		
深夜バス料金	大人	420	412	現金、ICともに定期券の提示により半額		420	420	現金、ICともに定期券の提示により半額		440	440	現金、ICともに定期券の提示により半額	
	小児	210	206			210	210			220	220		

【定期】

券種			現行運賃額			改定運賃額(消費税転嫁)			改定運賃額		
			紙	IC	備考	紙	IC	備考	紙	IC	備考
			円	円		円	円		円	円	
通勤		(1箇月)	9,200	9,200		9,450	9,450		9,900	9,900	
		(3箇月)	26,220	26,220	1箇月の3倍 5分引き	26,930	26,930	1箇月の3倍 5分引き	28,220	28,220	1箇月の3倍 5分引き
		(6箇月)	/	49,680	1箇月の6倍 1割引	/	51,030	1箇月の6倍 1割引	/	53,460	1箇月の6倍 1割引
	特殊	(1箇月)	6,440	6,440		6,620	6,620		6,930	6,930	通勤の3割引
		(3箇月)	18,350	18,350	通勤の3割引	18,870	18,870	通勤の3割引	19,750	19,750	1箇月の3倍 5分引き
		(6箇月)	/	34,780		/	35,750		/	37,420	1箇月の6倍 1割引
通学	(甲)	(1箇月)	7,300	7,300		7,460	7,460		7,300	7,300	
		(3箇月)	20,810	20,810	1箇月の3倍 5分引き	21,260	21,260	1箇月の3倍 5分引き	20,810	20,810	1箇月の3倍 5分引き
		(6箇月)	/	39,420	1箇月の6倍 1割引	/	40,280	1箇月の6倍 1割引	/	39,420	1箇月の6倍 1割引
	(乙)	(1箇月)	2,400	2,400		2,460	2,460		2,400	2,400	
		(3箇月)	6,840	6,840	1箇月の3倍 5分引き	7,010	7,010	1箇月の3倍 5分引き	6,840	6,840	1箇月の3倍 5分引き
		(6箇月)	/	12,960	1箇月の6倍 1割引	/	13,280	1箇月の6倍 1割引	/	12,960	1箇月の6倍 1割引
	特殊(甲)	(1箇月)	5,110	5,110		5,220	5,220	通学(甲)の3割引	5,110	5,110	通学(甲)の3割引
		(3箇月)	14,570	14,570	通学(甲)の3割引	14,880	14,880	1箇月の3倍 5分引き	14,570	14,570	1箇月の3倍 5分引き
		(6箇月)	/	27,590		/	28,200	1箇月の6倍 1割引	/	27,590	1箇月の6倍 1割引
	特殊(乙)	(1箇月)	1,680	1,680		1,720	1,720	通学(乙)の3割引	1,680	1,680	通学(乙)の3割引
		(3箇月)	4,790	4,790	通学(乙)の3割引	4,910	4,910	1箇月の3倍 5分引き	4,790	4,790	1箇月の3倍 5分引き
		(6箇月)	/	9,070		/	9,300	1箇月の6倍 1割引	/	9,070	1箇月の6倍 1割引

●料金制度について

【普通乗車料金】

大人	12歳以上	小児	12歳未満(小学生)
----	-------	----	------------

※大人又は小児1人につき、1歳以上6歳未満のものが2人まで無料

【定期券】

通学(甲)	中学生以上	通学(乙)	小学生以下
-------	-------	-------	-------

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例新旧対照表【第1条関係】

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 乗車料金及び乗車券の種類は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 普通乗車料金 大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき 210円 小児（12歳未満の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき 110円</p> <p>(2) 特殊乗車料金 大人 1乗車につき 110円 小児 1乗車につき 60円</p> <p>(3) 定期乗車料金 通勤定期乗車券 1箇月 <u>9,450円</u> 3箇月 <u>26,930円</u> 6箇月 <u>51,030円</u> 特殊通勤定期乗車券 1箇月 <u>6,620円</u> 3箇月 <u>18,870円</u> 6箇月 <u>35,750円</u> 通学定期乗車券（甲） 1箇月 <u>7,460円</u> 3箇月 <u>21,260円</u> 6箇月 <u>40,280円</u> 通学定期乗車券（乙） 1箇月 <u>2,460円</u> 3箇月 <u>7,010円</u> 6箇月 <u>13,280円</u></p>	<p>第2条 乗車料金及び乗車券の種類は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 普通乗車料金 大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき 210円 小児（12歳未満の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき 110円</p> <p>(2) 特殊乗車料金 大人 1乗車につき 110円 小児 1乗車につき 60円</p> <p>(3) <u>回数乗車料金</u> <u>回数乗車券 210円券28枚つづり 5,000円</u> <u>110円券10枚つづり 1,000円</u> <u>60円券23枚つづり 1,000円</u></p> <p>(4) 定期乗車料金 通勤定期乗車券 1箇月 <u>9,200円</u> 3箇月 <u>26,220円</u> 6箇月 <u>49,680円</u> 特殊通勤定期乗車券 1箇月 <u>6,440円</u> 3箇月 <u>18,350円</u> 6箇月 <u>34,780円</u> 通学定期乗車券（甲） 1箇月 <u>7,300円</u> 3箇月 <u>20,810円</u> 6箇月 <u>39,420円</u> 通学定期乗車券（乙） 1箇月 <u>2,400円</u> 3箇月 <u>6,840円</u> 6箇月 <u>12,960円</u></p>

改正後	改正前
<p>特殊通学定期乗車券（甲） 1 箇月 <u>5,220</u>円 3 箇月 <u>14,880</u>円 6 箇月 <u>28,200</u>円</p> <p>特殊通学定期乗車券（乙） 1 箇月 <u>1,720</u>円 3 箇月 <u>4,910</u>円 6 箇月 <u>9,300</u>円</p>	<p>特殊通学定期乗車券（甲） 1 箇月 <u>5,110</u>円 3 箇月 <u>14,570</u>円 6 箇月 <u>27,590</u>円</p> <p>特殊通学定期乗車券（乙） 1 箇月 <u>1,680</u>円 3 箇月 <u>4,790</u>円 6 箇月 <u>9,070</u>円</p>
<p>2 交通局長は、他の運輸機関と競合する運転区間のうち、協定により相互に乗車できる区間に使用できる前項第3号に規定する種類の定期乗車券（以下「共通定期乗車券」という。）を発行することができる。</p>	<p>2 交通局長は、他の運輸機関との協定により、相互に乗車できる前項第3号に規定する種類の回数乗車券（以下「共通回数乗車券」という。）を発行することができる。</p>
<p>3 _____ 前項に規定する共通定期乗車券の料金については、第1項第3号に規定する種類の定期乗車券に応じた料金を適用する。</p>	<p>3 交通局長は、他の運輸機関と競合する運転区間のうち、協定により相互に乗車できる区間に使用できる第1項第4号に規定する種類の定期乗車券（以下「共通定期乗車券」という。）を発行することができる。</p>
<p>4 交通局長において必要と認めるときは、第1項及び第2項 _____ に規定する種類以外の乗車券を発行することができる。</p>	<p>4 第2項に規定する共通回数乗車券の料金については第1項第3号に規定する種類の回数乗車券に応じた料金を、前項に規定する共通定期乗車券の料金については、第1項第4号に規定する種類の定期乗車券に応じた料金を適用する。</p>
<p>第2条の2～第6条 略</p>	<p>5 交通局長において必要と認めるときは、第1項から第3項までに規定する種類以外の乗車券を発行することができる。</p>
<p>第6条の2 既納の乗車料金を還付並びに定期乗車券を変更、書換え及び再発行する場合は、乗車券1枚 _____ につき500円以内の手数料を徴収する。 _____</p>	<p>第2条の2～第6条 略</p> <p>第6条の2 既納の乗車料金を還付並びに定期乗車券を変更、書換え及び再発行する場合は、当該券片1枚又は1冊につき500円以内の手数料を徴収する。ただし、一部使用済みの回数乗車券については、これを1冊として取り扱うものとする。</p>

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例新旧対照表【第2条関係】

改 正 後	改 正 前
第2条 乗車料金及び乗車券の種類は、次の範囲内とする。	第2条 乗車料金及び乗車券の種類は、次の範囲内とする。
(1) 普通乗車料金 大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき <u>220円</u>	(1) 普通乗車料金 大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき <u>210円</u>
小児（12歳未満の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき <u>110円</u>	小児（12歳未満の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき <u>110円</u>
(2) 特殊乗車料金 大人 1乗車につき <u>110円</u>	(2) 特殊乗車料金 大人 1乗車につき <u>110円</u>
小児 1乗車につき <u>60円</u>	小児 1乗車につき <u>60円</u>
(3) 定期乗車料金	(3) 定期乗車料金
通勤定期乗車券 1箇月 <u>9,900円</u>	通勤定期乗車券 1箇月 <u>9,450円</u>
3箇月 <u>28,220円</u>	3箇月 <u>26,930円</u>
6箇月 <u>53,460円</u>	6箇月 <u>51,030円</u>
特殊通勤定期乗車券 1箇月 <u>6,930円</u>	特殊通勤定期乗車券 1箇月 <u>6,620円</u>
3箇月 <u>19,750円</u>	3箇月 <u>18,870円</u>
6箇月 <u>37,420円</u>	6箇月 <u>35,750円</u>
通学定期乗車券（甲） 1箇月 <u>7,300円</u>	通学定期乗車券（甲） 1箇月 <u>7,460円</u>
3箇月 <u>20,810円</u>	3箇月 <u>21,260円</u>
6箇月 <u>39,420円</u>	6箇月 <u>40,280円</u>
通学定期乗車券（乙） 1箇月 <u>2,400円</u>	通学定期乗車券（乙） 1箇月 <u>2,460円</u>
3箇月 <u>6,840円</u>	3箇月 <u>7,010円</u>
6箇月 <u>12,960円</u>	6箇月 <u>13,280円</u>
特殊通学定期乗車券（甲） 1箇月 <u>5,110円</u>	特殊通学定期乗車券（甲） 1箇月 <u>5,220円</u>
3箇月 <u>14,570円</u>	3箇月 <u>14,880円</u>
6箇月 <u>27,590円</u>	6箇月 <u>28,200円</u>
特殊通学定期乗車券（乙） 1箇月 <u>1,680円</u>	特殊通学定期乗車券（乙） 1箇月 <u>1,720円</u>
3箇月 <u>4,790円</u>	3箇月 <u>4,910円</u>
6箇月 <u>9,070円</u>	6箇月 <u>9,300円</u>